

芽室町の公の施設に係る指定管理者制度運用基本方針

(令和7年7月10日改定)

1 はじめに

この方針は、平成18年度から導入した指定管理者制度の運用状況を踏まえ、次期更新に向けた町の運用方針を明確にし、制度の目的が最大限発揮され、円滑に運用されることを目的とする。

2 指定管理者制度導入の基本的な考え方

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として創設された制度である。

本町においては、平成16年10月に「芽室町の公の施設に係る指定管理者制度導入基本方針」を制定し、指定管理者制度導入を進めた。

3 現状

本町では、次の3施設について指定管理者制度を導入し、指定管理者となった事業者は新たな公共サービスの担い手として、施設の適正な管理運営と施設を活用した新しい事業展開を行ってきた。その結果については、毎年度、指定管理者評価委員会において検証を行っているが、毎回総合評価は「適当」であり、町が求める最低水準は満たしているが、施設が期待以上に改善しているとの評価には至っていない。

なお、施設ごとの状況については、次のとおり。

(1) めむろ駅前プラザ

平成18年度から指定管理を開始。期間は5年。公募。令和7年度までが指定期間

(2) 中央公民館

平成18年度から指定管理を開始。期間は5年。公募。令和11年度までが指定期間

(3) 社会体育施設等

平成18年度から指定管理を開始。期間は5年。公募。令和7年度までが指定期間

4 課題

指定管理者制度の運用において、いくつかの課題が指摘されている。

(1) 指定管理者制度適用の検討

期間満了に合わせて、各施設において引き続き指定管理制度を適用するか検討しなければならない。また、社会情勢の変化等により、新たに指定管理制度の適用を検討すべき施設がないかを常に意識していく必要がある。

(2) 指定管理期間

総務省の調査では、前回の指定期間よりも長期とした施設は1割であり、指定期間5年は72.7%、6年以上は7.6%となり、全国的に長期化の傾向がみられている。

期間満了に合わせて、各施設の指定期間を検討する必要がある。

(3) 指定管理料等

人件費のスライド制度、備品や修繕、事故発生時のリスク分担、大規模災害の対応のほか、労働法令の遵守、個人情報保護などについても選定時に提示し、協定等に記載することが一般的となっている。

経費の節減にばかり目を向け、近年の人件費や物価の高騰等に対応した運用をしていかなければ、応募事業者がいなくなる可能性もある。

(4) 事業評価

指定管理者からの当初提案を基に個別事項の評価を行い、その合計から総合評価を行っている。評価を行いやすい反面、提案内容が優れている場合は、評価点が低くなる傾向にある。

5 次期指定管理者更新に向けた基本方針

課題を踏まえて、次期指定管理者更新に向けた制度運用の基本方針を次のとおりとする。

(1) 指定管理者制度適用の検討

指定管理者制度の適用については、指定管理者を更新する都度に判断するものとする。判断の際は、指定管理制度を適用させる目的を明確にする必要がある。

公の施設においては、指定管理者制度の適用が原則であることから、継続して適用する場合は施設の所管課が都市経営課を合議先に加え、決定書にて決定する。

また、制度の適用を継続しない場合、または新規に制度を導入する場合には、施設の所管課が経営戦略会議に諮り決定する。

(2) 指定管理期間

指定管理期間については、全国的な傾向などを踏まえ5年を基本とする。

5年以外の期間を適用する場合については、施設の所管課が経営戦略会議に諮り決定する。

(3) 指定管理料等

『芽室町の指定管理に係る「指定管理委託料」と「リスク分担」の考え方（令和4年12月22日改定）』に基づくものとする。

また、年度協定の締結時は、公的な根拠を持った単価により再積算した適正な価格に改め、指定管理者との合意内容は細部まで全て協定書に記載するものとする。

(4) 事業評価

評価点が低くなる傾向はあるものの、町が求めた水準に対する提案内容を達成できているかという視点は、住民サービスの向上を図るうえで必要であることから、現在の評価手法を継続する。